

秋田県幹線道路協議会規約

(名称)

第一条 本会は、「秋田県幹線道路協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第二条 協議会は、秋田県における幹線道路計画に必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。

(構成)

第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、秋田県、東日本高速道路株式会社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。

(組織)

第四条 協議会の会長は秋田県建設部長が当たる。

2. 会長は協議会を総括する。
3. 協議会に委員会を設ける。
4. 協議会に委員会の下部組織として専門部会を設ける。

(事業)

第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 総合的な交通体系の検討を踏まえた、道路計画の立案。
- 2) 地域開発・大規模施設開発等に関する道路計画の検討。
- 3) 交通安全・渋滞・駐車対策等に必要整備計画の立案。
- 4) 道路管理に関する必要整備計画の立案。
- 5) 「道の駅」整備に関する調査・計画の検討や「道の駅」の選定・推薦。
- 6) 道路に対する国民の理解と協力を深めるために必要な広報・広聴活動。
- 7) その他目的を達成するために必要な事項。

(委員会)

第六条 委員会の座長は会長が当たる。

但し、座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

2. 委員会の座長は委員会を統括し委員会を召集する。
3. 委員会の構成は別表-1のとおりとする。

但し、必要に応じ会長が指名する臨時委員を参加させることができる。

(専門部会)

第七条 専門部会の部会長は東北地方整備局秋田河川国道事務所長が当たる。

2. 専門部会の座長は部会長が当たる。

但し、座長に事故があるとき、または審議内容によりそれによりがたい場合は協議会の中から座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3. 専門部会の座長は、専門部会を統括する。

4. 専門部会の構成は別表-2のとおりとする。

座長は、この中から審議内容により会員を指名召集する。

但し、座長が必要と認めた場合は、座長が指名する臨時の会員を参加させることができる。

5. 専門部会は協議会の事業について調査・検討し、その成果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第八条 協議会の運営に係る事務を行うため、事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所調査第二課、湯沢河川国道事務所調査第二課、能代河川国道事務所調査第二課、秋田県建設部道路課におく。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は秋田県建設部道路課において行う。

但し、部会の庶務は、当該部会の所掌する事業の主体において行うことができる。

附則

この規約は平成14年 7月24日から施行する。

(平成15年 7月30日一部改正)

(平成16年 7月 1日一部改正)

(平成17年 6月20日一部改正)

(平成18年 7月13日一部改正)

(平成19年 8月23日一部改正)

(平成29年12月13日一部改正)

(平成30年 8月29日一部改正)

(令和 4年 月 日一部改正)

(別表－ 1)

秋田県幹線道路協議会委員会名簿

会 長	秋 田 県	建設部長
委 員	秋 田 県	建設部建設技監
〃	秋 田 県	建設部次長
〃	東北地方整備局	企画調整官
〃	東北地方整備局	道路調査官
〃	東北地方整備局	企画課長
〃	東北地方整備局	広域計画課長
〃	東北地方整備局	道路計画第一課長
〃	東北地方整備局	道路計画第二課長
〃	東北地方整備局	地域道路課長
〃	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長
〃	東北地方整備局	湯沢河川国道事務所長
〃	東北地方整備局	能代河川国道事務所長
〃	秋 田 県	総合政策課長
〃	秋 田 県	都市計画課長
〃	秋 田 県	道路課長
〃	東日本高速道路(株)東北支社	総合企画部 総合企画課長

(別表－2)

秋田県幹線道路協議会専門部会（計画部会）委員会名簿

座長	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長
副座長	秋田県	建設部建設技監
〃	東北地方整備局	湯沢河川国道事務所長
〃	東北地方整備局	能代河川国道事務所長
委員	秋田県	建設部次長
〃	東北地方整備局	企画課長
〃	東北地方整備局	広域計画課長
〃	東北地方整備局	路政課長
〃	東北地方整備局	道路計画第一課長
〃	東北地方整備局	道路計画第二課長
〃	東北地方整備局	地域道路課長
〃	東北地方整備局	道路管理課長
〃	東北地方整備局	交通対策課長
〃	東北地方整備局	秋田河川国道事務所副所長
〃	東北地方整備局	湯沢河川国道事務所副所長
〃	東北地方整備局	能代河川国道事務所副所長
〃	秋田県	総合政策課長
〃	秋田県	都市計画課長
〃	秋田県	道路課長
〃	東日本高速道路(株)	東北支社 秋田管理事務所長
〃	東日本高速道路(株)	東北支社 横手管理事務所長
〃	東日本高速道路(株)	東北支社 十和田管理事務所長

秋田県幹線道路協議会規約改正(案)

秋田県幹線道路協議会規約	
現行規約	規約改定(案)
<p>(名称) 第一条 本会は、「秋田県幹線道路協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第二条 協議会は、秋田県における幹線道路計画に必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。</p> <p>(構成) 第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、秋田県、東日本高速道路株式会社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。</p> <p>(組織) 第四条 協議会の会長は秋田県建設部長が当たる。 2. 会長は協議会を総括する。 3. 協議会に委員会を設ける。 4. 協議会に委員会の下部組織として専門部会を設ける。</p> <p>(事業) 第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。 1) 総合的な交通体系の検討を踏まえた、道路計画の立案。 2) 地域開発・大規模施設開発等に関する道路計画の検討。 3) 交通安全・渋滞・駐車対策等に必要整備計画の立案。 4) 道路管理に関する必要整備計画の立案。 5) 「道の駅」整備に関する調査・計画の検討や「道の駅」の選定・推薦。 6) 道路に対する国民の理解と協力を深めるために必要な広報・広聴活動。 7) その他目的を達成するために必要な事項。</p> <p>(委員会) 第六条 委員会の座長は会長が当たる。 但し、座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。 2. 委員会の座長は委員会を統括し委員会を召集する。 3. 委員会の構成は別表-1のとおりとする。 但し、必要に応じ会長が指名する臨時委員を参加させることができる。</p> <p>(専門部会) 第七条 専門部会の部会長は東北地方整備局秋田河川国道事務所長が当たる。 2. 専門部会の座長は部会長が当たる。 但し、座長に事故があるとき、または審議内容によりそれによりがたい場合は協議会の中から座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。 3. 専門部会の座長は、専門部会を統括する。</p>	<p>(名称) 第一条 本会は、「秋田県幹線道路協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第二条 協議会は、秋田県における幹線道路計画に必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。</p> <p>(構成) 第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、秋田県、東日本高速道路株式会社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。</p> <p>(組織) 第四条 協議会の会長は秋田県建設部長が当たる。 2. 会長は協議会を総括する。 3. 協議会に委員会を設ける。 4. 協議会に委員会の下部組織として専門部会を設ける。</p> <p>(事業) 第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。 1) 総合的な交通体系の検討を踏まえた、道路計画の立案。 2) 地域開発・大規模施設開発等に関する道路計画の検討。 3) 交通安全・渋滞・駐車対策等に必要整備計画の立案。 4) 道路管理に関する必要整備計画の立案。 5) 「道の駅」整備に関する調査・計画の検討や「道の駅」の選定・推薦。 6) 道路に対する国民の理解と協力を深めるために必要な広報・広聴活動。 7) その他目的を達成するために必要な事項。</p> <p>(委員会) 第六条 委員会の座長は会長が当たる。 但し、座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。 2. 委員会の座長は委員会を統括し委員会を召集する。 3. 委員会の構成は別表-1のとおりとする。 但し、必要に応じ会長が指名する臨時委員を参加させることができる。</p> <p>(専門部会) 第七条 専門部会の部会長は東北地方整備局秋田河川国道事務所長が当たる。 2. 専門部会の座長は部会長が当たる。 但し、座長に事故があるとき、または審議内容によりそれによりがたい場合は協議会の中から座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。 3. 専門部会の座長は、専門部会を統括する。</p>

秋田県幹線道路協議会規約改正(案)

秋田県幹線道路協議会規約

現行規約

4. 専門部会の構成は別表-2のとおりとする。
座長は、この中から審議内容により会員を指名召集する。
但し、座長が必要と認めた場合は、座長が指名する臨時の会員を参加させることができる。
5. 専門部会は協議会の事業について調査・検討し、その成果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第八条 協議会の運営に係る事務を行うため、事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所調査第二課、湯沢河川国道事務所調査第二課、能代河川国道事務所調査第二課、秋田県建設部道路課におく。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は秋田県建設部道路課において行う。
但し、部会の庶務は、当該部会の所掌する事業の主体において行うことができる。

附則

この規約は平成14年 7月24日から施行する。

(平成15年 7月30日一部改正)

(平成16年 7月 1日一部改正)

(平成17年 6月20日一部改正)

(平成18年 7月13日一部改正)

(平成19年 8月23日一部改正)

(平成29年12月13日一部改正)

(平成30年 8月29日一部改正)

規約改定(案)

4. 専門部会の構成は別表-2のとおりとする。
座長は、この中から審議内容により会員を指名召集する。
但し、座長が必要と認めた場合は、座長が指名する臨時の会員を参加させることができる。
5. 専門部会は協議会の事業について調査・検討し、その成果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第八条 協議会の運営に係る事務を行うため、事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所調査第二課、湯沢河川国道事務所調査第二課、能代河川国道事務所調査第二課、秋田県建設部道路課におく。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は秋田県建設部道路課において行う。
但し、部会の庶務は、当該部会の所掌する事業の主体において行うことができる。

附則

この規約は平成14年 7月24日から施行する。

(平成15年 7月30日一部改正)

(平成16年 7月 1日一部改正)

(平成17年 6月20日一部改正)

(平成18年 7月13日一部改正)

(平成19年 8月23日一部改正)

(平成29年12月13日一部改正)

(平成30年 8月29日一部改正)

(令和 4年 月 日一部改正)

秋田県幹線道路協議会規約改正(案)

秋田県幹線道路協議会規約

現行規約

規約改定(案)

(別表-2)

秋田県幹線道路協議会専門部会(計画部会)委員会名簿

(別表-2)

秋田県幹線道路協議会専門部会(計画部会)委員会名簿

座長	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長
副座長	秋田県	建設部建設技監
〃	東北地方整備局	湯沢河川国道事務所長
〃	東北地方整備局	能代河川国道事務所長
委員	秋田県	建設部次長
〃	東北地方整備局	企画課長
〃	東北地方整備局	広域計画課長
〃	東北地方整備局	路政課長
〃	東北地方整備局	道路計画第一課長
〃	東北地方整備局	道路計画第二課長
〃	東北地方整備局	地域道路課長
〃	東北地方整備局	道路管理課長
〃	東北地方整備局	交通対策課長
〃	東北地方整備局	秋田河川国道事務所副所長
〃	東北地方整備局	湯沢河川国道事務所副所長
〃	東北地方整備局	能代河川国道事務所副所長
〃	秋田県	総合政策課長
〃	秋田県	都市計画課長
〃	秋田県	道路課長
〃	東日本高速道路㈱	東北支社 秋田管理事務所長
〃	東日本高速道路㈱	東北支社 横手管理事務所長
〃	東日本高速道路㈱	東北支社 十和田管理事務所長

座長	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長
副座長	秋田県	建設部建設技監
〃	東北地方整備局	湯沢河川国道事務所長
〃	東北地方整備局	能代河川国道事務所長
委員	秋田県	建設部次長
〃	東北地方整備局	企画課長
〃	東北地方整備局	広域計画課長
〃	東北地方整備局	路政課長
〃	東北地方整備局	道路計画第一課長
〃	東北地方整備局	道路計画第二課長
〃	東北地方整備局	地域道路課長
〃	東北地方整備局	道路管理課長
〃	東北地方整備局	交通対策課長
〃	東北地方整備局	秋田河川国道事務所副所長
〃	東北地方整備局	湯沢河川国道事務所副所長
〃	東北地方整備局	能代河川国道事務所副所長
〃	秋田県	総合政策課長
〃	秋田県	都市計画課長
〃	秋田県	道路課長
〃	東日本高速道路㈱	東北支社 秋田管理事務所長
〃	東日本高速道路㈱	東北支社 横手管理事務所長
〃	東日本高速道路㈱	東北支社 十和田管理事務所長